第5部 国際関係の動き

第25章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制・監督当局により構成される業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会、 証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) が、また、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・指針等の策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に務めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。)は、1974 年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements) 本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な活動目的としている。

- ① 特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供
- ② 国際的に活動する銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の 調整
- ③ 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、共通の監督基準の設定

3. 組織(資料25-1-1参照)

(1) メンバーシップ

バーゼル委員会は、日本、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。また、バーゼル委員会の議長は、2003年5月より、スペイン中央銀行のハイメ・カルアナ総裁が務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、自己資本比率規制見直しタスクフォース、新規制実施作業部会、会計タスクフォース、コア・プリンシプル・リエゾン・グループ等が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国としても、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的 拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監 督上の基準・指針等は、各国の監督当局がより実効性の高い銀行監督を行うため の環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、 以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 銀行の自己資本の健全性に関する基準
- ② 銀行の海外拠点監督上の原則
- ③ 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則
- ④ 銀行のリスク管理に関する各種指針

16事務年度における主な活動は、以下の通りである。

2. 新しい自己資本比率規制 (バーゼルⅡ) の枠組みの策定と実施

(1) 見直しの経緯

自己資本比率規制(BIS規制)は、国際的に活動を行っている銀行の健全性に関する基準であり、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から、バーゼル委員会が、1988年に初めて国際的な統一基準として策定したものである。現行のBIS規制については、これまでも市場リスク規制の導入(1998年3月期~)等の改訂が行われてきたが、近年の金融技術の進展等を受けて、必ずしも現在の銀行の状況に適合しなくなってきたことから、バーゼル委員会は、1998年に現行規制の抜本的な見直しについて検討を開始した。その後、同委員会は、約6年間の精力的な議論を経て、2004年6月に、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組み」(バーゼルII)を公表した。

また、バーゼル委員会は、バーゼルIIの枠組文書の公表時(2004年6月) に継続検討案件とされていた銀行のトレーディング勘定等の取扱いや、景気 後退期を反映したデフォルト時損失率 (LGD) の計測といった一連の技術 的な論点についても実質的に作業を完了し、7月には、それぞれに関する基 準・指針を公表している。

(注) バーゼルⅡにおけるトレーディング勘定等の取扱いについては、証券 監督者国際機構(IOSCO)と共同で検討が進められた。

(2) 我が国の対応

自己資本比率規制の見直し作業において、我が国は、新たな規制が、①銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、②銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること、等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測手法のあり方等について積極的に提案を行ってきた。

バーゼルIIは、我が国においては、2007年3月末(先進的手法については2008年3月末)から実施される予定となっており、クロスボーダーでの円滑な実施に向け、2005年6月、金融庁において、バーゼル委員会の新規制実施作業部会を開催するとともに、我が国におけるバーゼルII実施の枠組み及び主要邦銀のバーゼルII実施に関する説明会を開催するなど、海外当局との情報交換等に積極的に取り組んでいる。また、バーゼルIIが邦銀に与える影響度を調べるための国内影響度調査(フィールド・テスト)も実施している。

3. バーゼル・コア・プリンシプルの見直し

バーゼル委員会は、1996 年6月のリヨン・サミットのG7コミュニケを受け、金融システムの安定性を強化する目的から、1997 年9月、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(バーゼル・コア・プリンシプル)」を策定した。コア・プリンシプルは、15 の新興市場諸国の監督当局等との緊密な協力の下に作成されたものであり、各国の銀行監督が実効的たりうるため、バーゼル委員会が、なくてはならないと考える「25 の基本原則」によって構成されている。また、バーゼル委員会は、1998 年 10 月、世界銀行監督者会議に参加した 120 カ国によりコア・プリンシプルが採択されたことを受け、その遵守状況の調査・実施を促すため、非G10 諸国の監督当局とともにコア・プリンシプル・リエゾン・グループを結成し、1999 年 10 月には、遵守状況の具体的な評価基準となる「コア・プリンシプル・メソドロジー」を公表した。同メソドロジーは、銀行監督当局自身による自己評価はもちろん、国際通貨基金(IMF)や世界銀行といった国際機関によるレビューにも活用されている。

コア・プリンシプル及び同メソドロジーについては、IMFの「金融セクター評価プログラム」(FSAP)等を通じた国際機関による評価実績の蓄積や、近年におけるリスク管理実務及び監督手法の発展等を適切に反映する観点から、見直し作業が現在進められており、我が国としても担当作業部会に職員を派遣するなど、積極的な貢献を行っている。

4. 銀行のリスク管理に関する指針

バーゼル委員会は、銀行の健全なリスク管理のあり方等について幅広く議論を行い、その結果を監督上の指針(サウンド・プラクティス・ペーパー)として取りまとめている。最近においては、金利リスクの管理と監督(2004年7月)、顧客確認に係る連結ベースのリスク管理(同年10月)、銀行のコンプライアンス(法令等遵守)機能(2005年4月)といった論点に関するペーパーを、それぞれ公表した。

5. 世界銀行監督者会議

バーゼル委員会が中心となり、世界各地域の銀行監督当局の代表が集まる世界銀行監督者会議(I CBS: International Conference of Banking Supervisors)が2年に一度開催されている。第13回I CBSは、2004年9月、スペインのマドリッドにて開催され、「バーゼルIIの実施」及び「会計制度と銀行監督の関係」をテーマとするパネル・ディスカッション等において、世界各国の当局関係者が活発な意見交換を行った(我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席)。

I 概要

- 1. 沿革及び現状
- (1) 証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions:IOSCO)は、108の国・地域(2005年6月末現在)の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員(Associate Member:その他当局)及び協力会員(Affiliate Member:自主規制機関等)を併せて、182機関(2005年6月末現在)となっている。
- (2) IOSCOの前身は、米国及びカナダが、ラテン・アメリカ諸国の資本市場育成のため、これら諸国の証券監督当局や証券取引所等の指導を目的として1974年に発足した「米州証券監督者協会」である。その後、1983年に米州域外の国々も加盟できるように規約が改正され、1986年のパリにおける第11回年次総会で名称が現在のIOSCOに改められ、現在に至っている。
- (3) 我が国は、1988 年 11 月のメルボルンにおける第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として I O S C O に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会員)の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティーにおける第 18 回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会に加えて、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (4) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2005年4月には第30回年次総会がコロンボ(スリランカ)で開催された。なお、次回の第31回年次総会は、2006年6月に香港で開催される予定である。我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。
- (5) IOSCOの本部事務局は、1986 年から 2000 年末までモントリオール(カナダ)に置かれていたが、2001 年 1 月からはマドリード (スペイン) に置かれている。

2. 目的

IOSCOは、以下の4つを目的としている。

- (1)公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的と して協力すること。
- (2) 国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること。
- (3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立するため、努力を結集すること。
- (4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な法執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと。

3. 組織(資料25-2-1参照)

(1) 代表委員会

代表委員会 (Presidents' Committee) は、すべての普通会員の代表者によって構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての事項についての決定権限を有する。代表委員会は、年1回、年次総会時に開催される。代表委員会の下には、理事会 (Executive Committee) 及び地域委員会 (Regional Committee) が置かれている。

(2) 理事会

理事会 (Executive Committee) は、専門委員会議長、新興市場委員会議長、各地域委員会議長、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9 普通会員により構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての決定を行う。理事会は、年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はニュージーランドである。

理事会の下には、専門委員会 (Technical Committee)、新興市場委員会 (Emerging Markets Committee) 及び原則実施作業部会 (Implementation Task Force) が置かれている。また、自主規制機関等により構成される自主規制機関 諮問委員会も置かれている。

(3) 専門委員会

専門委員会は、理事会により 1987 年 5 月に設置された、15 の先進国・地域の普通会員から構成される委員会であり、証券分野についての国際的な規制上の課題等について検討・調整を行うなど、IOSCOの活動に関する事実上の中心を担う委員会である。専門委員会は、年次総会時を含め年 3 回程度開催される。現在の議長は香港である。

専門委員会の下には、5つの常設委員会(SC: Standing Committee)が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、2001年の米国エンロン社等の経営破たんを受けて、証券市場の基盤に関わる諸問題を検討するため、2002年3月、専門委員会の下に、主要証券当局の議長またはその代理クラスから成る議長委員会(Chairs' Committee)が設置された。その他、専門委員会の下に、特に専門性の高い課題について検討を行うため、幾つかの作業部会が置かれることもある。

(4) 地域委員会

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国は、アジア・太平洋地域委員会(Asia Pacific Regional Committee, APRC)に属している。同委員会は年2回程度開催されている。現在の議長はタイである。

(5) 原則実施作業部会

代表委員会の下に置かれている原則実施作業部会は、2003 年 10 月にソウル で開催された第 28 回年次総会において承認された「証券規制の目的と原則」 (1998 年 9 月公表) の各原則 (合計 30 の原則) の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソドロジー)の活用促進策について議論を行っている。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、上記の目的を達成するため、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定めている。これらは、メンバー国・地域を法的に拘束するものではなく、メンバー国・地域にこれらを踏まえて自ら行動することを促すものである。具体的にどのような対応をとるかは各メンバーの裁量に委ねられている。

5. 我が国の対応

我が国は、専門委員会を始めとして、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会及び5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。例えば、旧大蔵省が、1990年から 1999年まで流通市場規制に関する作業部会(現在の常設委員会。2001年3月に名称変更)の議長を務めたほか、金融庁発足以降は金融庁が、2001年から 2003年にかけて専門委員会の下に設置された証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長や、2003年10月にソウルで開催された第28回年次総会において信用格付機関に関する公開パネルのパネリストを務めた。さらに、最近では、アジア・太平洋地域委員会において、同地域における債券市場の調査を中心となって進め、2005年5月にはとりまとめた調査結果が公表された。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

IOSCOは、その活動の中心を担う専門委員会が、傘下の各常設委員会や各作業部会の活動等について必要な指示を行うとともに、自らその時々の証券市場における課題等について議論を行うことにより、世界の証券当局等からなる国際的な機関として適時適切に活動を展開している。

なお、IOSCOは、これまで、証券規制に関する原則や基準の設定を中心とした活動を行ってきたところであり、この面では一定の成果を達成した。そのため、2005年4月のコロンボ総会において、今後の方向性として、証券規制の法執行や実施をより重視し活動を行っていくことが決定された。具体的には、今後のIOSCO運営の優先課題として、①証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、②法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(2002年5月策定のIOSCOの多角的MOUの推進)、③IOSCO原則の実施(1998年9月策定の「証券規制の目的と原則」の実施促進)、④IOSCOの国際的知名度及びメンバーとのコミュニケーション水準の継続的向上を掲げている。

2. 議長委員会

議長委員会は、2003 年9月に策定した「信用格付機関の活動に関する原則」を 実施するため、2004 年 12 月に「信用格付機関の基本行動規範」をとりまとめ、 公表した。また、伊パルマラット事件を受けて特別作業部会を設置し、同事件の 事実関係の把握・整理や今後の課題について検討を行い、2005 年3月に「金融犯 罪に対抗する資本市場の強化」を公表した。

3. アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会は、近年、非常に活発に活動を行っており、我が国も中心的な役割を果たしている。具体的には、我が国が中心となり、アジア・太平洋地域の債券市場の整備状況の調査を行い、調査結果をとりまとめた上で、2005年5月にアジア・太平洋地域委員会のホームページ上で公表した。APRCは、現在、域内におけるIOSCO原則の実施状況について調査を行い、その実施に向けた支援枠組みについて検討している。また、情報共有と協力に関するAPRCの役割について検討を行っているほか、メンバー国・地域の監督体制の強化を図るための各種研修や支援等について、調査・検討を行っている。

4. 会計·監査·開示常設委員会(SC1)

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、国際会計基準(IAS/IFRS)の整備・改善作業のレビューや、IASC財団の定款の見直しに関する議論を行い、必要に応じてIOSCOのコメント・レターを発出しているほか、国際監査基準(ISA)の整備・改善作業のレビューや、IAASB(国際監査・保証基準審議会)の作業に対する監視のあり方等に関する議論を行っている。2005年2月には「国際財務報告基準(IFRS)の進展及び利用に関するステートメント」が、同年4月には各国の監査人監督体制についてとりまとめた「監査人監督体制調査報告」が公表された。その他、現在は、負債証券に関する国際開示基準の検討が最終段階になっている。

5. 流通市場規制常設委員会(SC2)

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、各国の電子取引システムの拡大を背景に、大規模な過誤が発生しやすい環境となっていることを踏まえ、過誤取引について検討を行い、2005年2月、「過誤取引に関する方針」(案)をパブリック・コメントに付した。現在、最終的なとりまとめに向けた作業を行っているところである。また、各国・地域における取引所の株式会社化や国際的な連携の進展を踏まえ、「取引所の株式会社化と内外のリンケージ」について調査・検討を行っている。

なお、同年1月には我が国(京都)においてSC2会合を開催した。

6. 市場仲介者常設委員会(SC3)

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っている。2005年2月に「証券会社のための金融サービスのアウトソーシング原則」をとりまとめ、公表したほか、同年4月には「証券会社のコンプライアンス機能に関する報告書」(案)をパブリック・コメントに付した。また、証券会社の引受に係る適切な方針及び手続の未整備や利益相反等が指摘されていることを受け、同年6月から、証券会社の引受業務に係る諸問題について検討を開始した。

7. 法務執行及び情報交換常設委員会(SC4)

法務執行及び情報交換常設委員会は、クロスボーダーの証券犯罪に対応するため、各国当局間の情報交換や協力の円滑化に向けた検討を行っている。具体的には、情報交換に非協力的な国・地域への対応として、当該国・地域との対話を開始したほか、「クロスボーダー事案における資産(不正利得)の保全及び送還に関する協力」に関する調査報告のとりまとめを行い、当該分野における各国の協力のあり方に関する検討を開始した。また、インターネットを利用した証券犯罪の増加を背景に、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の情報保持義務、証券当局の当該情報へのアクセス権限など、ISPに対する法執行について検討を行っている。さらに、多角的MOUの署名申請国の審査及びその運用状況のモニタリングを行っている。

8. 投資管理常設委員会(SC5)

投資管理常設委員会は、集団投資スキーム(CIS)の諸課題について検討を行っている。具体的には、2004年11月、「集団投資スキームの統合から生じる規制上の問題についての検証」及び「投資信託の手数料と費用に関する国際的な規制上の基準についての最終報告」を公表した。また、2005年2月に、「集団投資スキームのガバナンスの検証」(案)、「集団投資スキームのためのマネー・ローンダリング対策ガイダンス」(案)及び「集団投資スキームのマーケット・タイミングと関係する諸問題についてのベスト・プラクティス基準」(案)をそれぞれパブリック・コメントに付し、現在、そのとりまとめに向けた作業を行っている。さらに、昨今のヘッジファンドを取り巻く環境の大きな変化を受け、ヘッジファンドの現状を再確認し対応を検討するため、ヘッジファンドに関連する諸課題について検討を開始した。

9. 証券決済システムに関する作業部会

証券決済システムに関する作業部会は、1999 年 12 月にG10 中央銀行からなる BIS (国際決済銀行)支払・決済システム委員会 (CPSS) とIOSCO専門委員会が合同で設置した作業部会である。同作業部会は、2001 年 11 月、安全かつ効率的な証券決済を行うために「証券決済システムのための勧告」を公表した。その後、同作業部会は、勧告の一つとして取り上げられていた清算機関のリ

スク管理について、包括的な基準を定めた「清算機関のための勧告」をとりまとめ、2004年11月に公表した。

Ⅲ その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の証券分野の情報交換が不可欠である。

1989 年にアルシュ・サミット等の場において証券当局間の情報交換の重要性が 国際的に確認されたことを踏まえ、我が国は1990 年6月及び1998 年6月に証券 取引法を改正し、外国証券当局の要請に応じて情報提供を可能とする規定を整備 した。これまで、中国(1997 年)、シンガポール(2001 年)、米国(2002 年)に 加え、2004 年9月にはオーストラリア証券投資委員会(ASIC)と、また2005 年5月には香港・証券先物委員会(SFC)との間で、証券分野における情報交 換枠組みを設ける文書に署名した。

このような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や株価 操縦のような不正取引活動等を監視するため、市場における取引に関する情報等 を、必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証 券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

なお、2005 年4月のコロンボ総会において、IOSCOの多角的情報交換枠組み(多角的MOU)を、法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」とした上で、IOSCOメンバーは、遅くとも2010年1月1日までに、多角的MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。

2. コールド・コーリングへの取組み

コールド・コーリング(Cold Calling)とは、ある国に事務所を置くと称する グループが、他国の投資家に対し電話で詐欺的な証券投資を勧誘することを言い、 投資家が同グループに株式購入代金を送金しても、同グループから証書等が送付 されない、また同グループとの連絡もとれないというのが典型的な事案とされて いる。

IOSCOでは、コールド・コーリングについて、2002年2月に、専門委員会が「投資家は、少なくとも、送金前に、投資家の居住地及びコールド・コーリング業者が活動していると称している国における証券業者や投資顧問業者としての登録状況を確認するべきである。」旨のプレスリリースを公表したほか、アジア・太平洋地域委員会が「アジア太平洋地域の多くの国は、一般投資家が詐欺の犠牲になることを防ぐために、投資家への注意喚起を発出している。これに加えて、会議において、無登録業者の名称を法律上可能な範囲で公表することに合意した。」旨のプレスリリースを公表する等、投資家の注意喚起や各国・地域の協力を促すための対策が講じられてきた。また、法務執行及び情報交換常設委員会は、コールド・コーリング・ワークショップを開催し、各国の取組み状況を共有化す

るとともに、今後のあるべき対処方法について検討を行っている。

我が国においても、最近、海外証券当局等から金融庁に対し、我が国に事務所を置くと称するコールド・コーリング業者によって海外投資家が被害を受けているとの連絡が増加している状況にあった。金融庁は、IOSCOの取組みを踏まえ、2003年9月から、日本に事務所を置くと称するコールド・コーリング業者について、これらの業者が日本において証券会社としての登録、投資信託委託業者としての認可、投資顧問業者としての登録のいずれも受けていないこと、及びこれら業者の名称・住所等を、金融庁のホームページ(日・英)に掲載し投資家に注意喚起を促す等、必要な対応を講じている。なお、金融庁ホームページには、2005年6月末現在、10業者が掲載されている。

3. 公益監視委員会の発足

世界の会計士団体の国際組織である「国際会計士連盟(IFAC)」は、現在、国際的な監査基準である「国際監査基準(ISA)」等の基準の設定活動を行っている。2003年3月以降、監査への国際的信頼を確保するため、IFACによるこのような基準設定活動を公益的な観点から監視するための新たな枠組みが必要であるとの議論が、国際的に活発に行われてきた。国際監査基準を巡るこのような国際的な議論は、我が国監査基準の国際的整合性の確保の観点からも、我が国にとっても重要なものであり、これまで金融庁は、IOSCOのメンバーとして、議論に積極的に参加してきた。

こうした動きを踏まえ、2005年2月、IFACにおいて基準設定活動を担うメンバーの人事の承認、その作業計画の承認、デュープロセスの監視や事後評価の役割を担う組織として、「公益監視委員会(PIOB: Public Interest Oversight Board)」が発足した。公益監視委員会は10名のメンバーで構成され、現時点ではそのうち8名が決定している。我が国からは、金融庁の推薦を経て、中平幸典(元財務官)がメンバーとして選出された。

4. IOSCO国際コンファレンスの開催

IOSCO専門委員会は、IOSCOの国際的なプレゼンスの向上のため、世界の主要金融センターにおいて国際コンファレンスを開催することを決定し、2004年10月、その第1回会合が米国ニューヨークで開催された。本会合では、学識経験者、企業や金融機関の経営者、証券規制当局等が一同に集い、グローバルな証券市場に関するテーマについて議論を行った。我が国から日本企業の経営幹部2人がパネリストとして参加した。なお、第2回会合は、2005年10月にドイツ・フランクフルトで開催される予定である。

第3節 保険監督者国際機構(IAIS)

I 概要

1. 名 称

保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors: IAIS)

2. 設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

- ① 保険監督者間の協調の促進
- ② 国際保険監督基準の策定
- ③ 加盟国(特に新興市場国)における監督基準に則った保険制度確立の支援
- ④ 他の金融分野の監督機関との連携

3. 構成

2004年度中に新たにパキスタン、アラブ首長国連邦(ドバイ)、チュニジアがメンバーとなった他、オブザーバーは4者増加した(2005年6月現在)。

- ① メンバー:各国・地域の保険監督当局等(124)
- ② オブザーバー:保険会社や業界団体、国際機関等(80)

4. 組 織(資料25-3-1参照)

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に3回 開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

(1) 執行委員会(議長:アレサンドロ・アイオッパ米国メイン州保険監督長官、 年3回開催)

主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 15 の国・地域(北米:3、西欧:3、アジア:3、オセアニア:1、中南米:1、サブサハラ・アフリカ:1、中東・北アフリカ:1、中東欧:1、オフショア:1)から構成されている。我が国は、1998 年よりメンバーとして参加している。

- (2) 専門委員会(議長:トム・カープ豪金融規制機構・上級部長、年3回開催) 執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国は、メンバーと して参加している。
- (3) 小委員会等: 専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、 2005年6月現在、10の小委員会等がある。
- (4) 事務局(局長:河合美宏 氏、事務局員12名) 局員のうち1名は2002年4月より我が国ODAの枠組みにより派遣された 日本人専門家である。

所在地:スイス バーゼル (国際決済銀行内)

5. 我が国の対応

現在、執行委員会と専門委員会以外に、会計小委員会、保険契約小委員会、ソルベンシー小委員会、ディスクロージャー小委員会等の主要な小委員会等に金融庁は主要メンバーとして積極的に参画している。また、会計小委員会においては、2005年2月より我が国が議長を務め、小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたっている。

Ⅱ 活動状況

1. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。2004 年 10 月にアンマンで開催された年次総会において、「損害保険/再保険会社の保険契約に係る業績に関する開示基準」、「投資リスク管理に関する指針」、「マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する指針」を新たに承認したほか、「インターネット上の保険取引の監督原則」の改訂を承認し、2004 年度までに6つの原則、9つの基準、9つの指針を策定している。また、同総会において、保険監督の枠組みを財務・ガバナンス・市場行動の3つの観点から整理した「保険監督の新たな枠組み」ペーパーを公表した。

現在、各小委員会等で取り組んでいる主な作業は以下のとおり。

- (1) 国際的に共通なソルベンシー(健全性)評価手法の策定に向けた取り組み 国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に当たっての基本的な考え方を とりまとめた「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」の策定を行って いる。
- (2) 保険会計のあり方の検討

IASB(国際会計基準審議会)において、保険契約にかかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、国際会計基準と監督目的の会計が平仄のとれたものとなるよう、監督当局の立場からの保険会計のあり方についての意見のとりまとめ等を行っている。

- (3) ディスクロージャー(情報開示)基準策定に向けた取り組み 2005 年 10 月の第 12 回年次総会(ウィーン開催)での採択を目指して、「保 険会社の投資リスク及び業績に関する開示基準」の策定作業を行っている。
- (4) 金融再保険に関する監督指針策定に向けた取り組み 同総会での採択を目指して、金融再保険(リスク移転が伴わない、あるいは、 限定的な再保険契約) に関する監督上の留意点をまとめた「金融再保険に関す る監督指針」の策定作業を行っている。
- 2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援 新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材 の作成を行っている。また我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇

用する費用等を I A I S に拠出 (2004 年度: 3,336 万円) するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム(Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会、IOSC O及びIAISを母体として「金融コングロマリット合同会合」(Joint Forum on Financial Conglomerates) が1999 年に現在の名称に変更されたもので、銀行・証券・保険セクターにまたがる監督上の諸問題を含め、幅広いテーマについて検討し、3母体機構へのアウトプットとして報告書をとりまとめてきている。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加しており、我が国はその発足時からこの会合に積極的に参画している。全融コングロスレットの国際的な業務展開的全融各分野の業能区分の不鮮明化を

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化を 反映して、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化についての議論が中心 であったが、現在は加えて、業態にまたがるリスク等の問題等の重要度が増してい る。

Ⅱ 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回のペースで本会合を開催し、テーマにより作業部会を設置して検討を行っている(規制と市場の格差に関する作業部会、リスク評価及び資本に関する作業部会、業務継続計画に関する作業部会)。2004 事務年度は、以下の作業が行われた。

- ① アウトソーシングに関する調査 監督当局が規制対象機関にガイダンスを与えるための一助として、アウトソーシングに関する基本原則を策定し、2005年2月に「金融サービスにおけるアウトソーシング」と題する報告書を公表した。
- ② リスク評価及び資本に関する調査(信用リスク移転) クレジットデリバティブ等の信用リスク移転に関し、市場の実態を整理しつつ 市場参加者や監督当局に向けた提言をまとめ、2005年3月に「信用リスク移転」 と題する報告書を公表した。

I 概要

金融サービスの分野においては、担い手の統合や、市場及び商品の融合、横断化といった流れが急速に進展しており、これに対応して、監督当局においても銀行、証券、保険の各分野を業態横断的に所管する必要性が高まっている。一元監督者会合では、業態横断的な監督を行っている主要国当局からトップレベル(長官クラス)の代表者が集まり、金融監督上の諸課題や組織運営上の諸課題等について幅広い観点から議論を行っている。

(注)銀行・保険を一元的に監督するOECD加盟国の金融当局(ただし、シンガポールは例外扱い)が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・イギリス・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・シンガポール・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの16カ国である。

Ⅱ 活動状況

1999年5月の第1回会合以来、これまでに7回開催されている。2004年8月に第6回会合がシンガポールで開催され、監督当局の権限、コストと資金調達、専門家の役割、研修体制等が議論された。第7回会合は2005年6月にドイツで開催され、監督権限、金融教育、国際会計基準、目的の対立、説明責任、パフォーマンス評価等について議論された。